

## 研究ノート

# 「鍵を探す男」と「ブルシット・ジョブ」

——「規制の虜」を見ないことの帰結——

仮屋 広郷

- I はじめに
- II 鍵を探す男
- III ブルシット・ジョブ
- IV 規制の虜
- V 肝に銘ずべきこと
- VI 危険な体制を維持・後押しすることの恐ろしさ
- VII おわりに

## I はじめに

「規制の虜」に目を向けない者は、あたかも「鍵を捜す男」のように、「ブルシット・ジョブ」を繰り返すことにより、利権によって歪められた制度を維持し、それを後押しすることに手を貸すことになる。そうなることを避けるためにも、また、真にあるべき制度を探求するためにも、われわれは、「規制の虜」に正面から向き合い、それを議論の俎上にのせ、繰り返し語っていく必要がある。以上が本稿の主張である。では、解きほぐしていこう。

## II 鍵を探す男

「経済学」ないしは「法と経済学」を少しかじったことがある人であれば、経済学者を揶揄するジョークを1度は耳にしたことがあるだろう。「缶切りを仮定するジョーク」が有名であるが<sup>1)</sup>、「鍵を捜す男」もその1つである。経済学者の神取道宏（東京大学大学院経済学研究科教授）が、「なかなか辛辣ではあるが、経済学における理論と応用の関係をこれほどうまく言い表したものは、そうざらにない」<sup>2)</sup>として論文の中でこのジョークを紹介しているので、これを引用させてもらうことにしよう。

夜中に歩いていると、街灯の下で這いつくばっている男がいる。何をしているのかといぶかって聞いてみると、鍵を探しているという。大変気の毒なので、一緒に探してみるが、一向に鍵は見つからない。そこで、念のためにどこで鍵を落としたのか聞いてみると、何とずっと向こうの暗がりですれ違ったというではないか。呆れ果てて、じゃあどうしてあっちで探さないのかと問い詰めると、男は、「だって向こうは電気がついていませんから……」<sup>3)</sup>。

「男」は経済学者を、「鍵」は重要な経済問題を、「街灯の光が当たっているところ」は経済理論で取り扱うことができる範囲を象徴し、理論経済学が役に立たないことを皮肉っていることは言うまでもない。

光が当たる場所だけをくまなく探してみたところで、鍵が見つかるはずはない。この男は、鍵があるはずもない明るい場所——見通しは利くけれども、真の問題の解決には繋がらない場所——を取って選び、全く無意味でバカバカしい行為、

- 
- 1) 「缶切りを仮定するジョーク」——無人島に漂着した物理学者・化学者・経済学者が、缶詰を開けるために知恵を絞る中、物理学者・化学者の提案に対して、経済学者は、もっと簡単なやり方があるとして、「缶切りを仮定するのさ」と反応する——は、A. M. ポリンスキー（原田博夫＝中島巖訳）『入門 法と経済学』（HBJ 出版局、1986年）5頁～6頁に掲載されている。
  - 2) 神取道宏「ゲーム理論による経済学の静かな革命」岩井克人＝伊藤元重編著『現代の経済理論』（東京大学出版会、1994年）15頁以下、15頁から引用。
  - 3) 神取・前掲注2）15頁から引用。

すなわち、「クソどうでもいい行為」を繰り返しているわけである<sup>4)</sup>。

### Ⅲ ブルシット・ジョブ

Ⅱでは、「鍵を捜す男」の行為を「クソどうでもいい行為」と呼んだが、これは、人類学者でロンドン・スクール・オブ・エコノミクス教授であったデヴィッド・グレーバー (2020年に逝去) が指摘する「ブルシット・ジョブ現象」を念頭に置いた謂である<sup>5)</sup>。グレーバーは、空疎で無意味な仕事 (=クソどうでもいい仕事) が、現代社会に膨大に集積していることを見て取り、それを「ブルシット・ジョブ現象」と呼んでいる。

グレーバーは、「ブルシット・ジョブ」を、次のように定義している。

ブルシット・ジョブとは、被雇用者本人でさえ、その存在を正当化しがたいほど、完璧に無意味で、不必要で、有害でもある有償の雇用形態である。と

- 
- 4) 念のため付言しておくとして、経済学者は、限られた光の下をくまなく探せばかりいるのではなくて、電灯を改良して光の届く範囲を広げ、いままで光のあたらなかった場所を照らし出す努力を継続していることを忘れてはならない。会社法研究者の田中亘 (東京大学社会学研究所教授) も、次のように注意を促している。以下は、田中亘「自己株式規制の過去・現在・未来——需給調整のための自己株式取得を真剣に考える」久保大作ほか編『吉本健一先生古稀記念論文集 企業金融・資本市場の法規制』(商事法務、2020年) 57頁以下、96頁注64からの引用である。

商法学者が、ファイナンス理論 (あるいは経済学一般) に対するカリカチュライズ (戯画化) された見方にとらわれて、それがもたらす豊かな知見を拒絶するとすれば、あまりにももったいないことである。

そのとおりであると思う (田中論文 96 頁注 64 の記述との関わりで、拙稿「3 先生と私——コーポレート・ガバナンスの収斂論争、中国会社法、経済政策法としての会社法——」一橋法学 20 卷 1 号 (2021 年) 33 頁以下、35 頁注 2 も参照されたい [「一橋法学」は、ウェブ上の一橋大学機関リポジトリで誰でも閲覧できる])。経済学の分析手法自体の有用性が否定されることはない。実際、平成時代の会社法学は、「法と経済学」の分析になじみやすい特性があることも手伝って、その影響を強く受けたところである (松井智予「平成年間の会社法」法律時報 91 卷 9 号 [2019 年] 30 頁以下、34 頁参照)。

- 5) David Graeber, *Bullshit Jobs: A Theory* (Simon & Schuster, 2018). 邦訳として、デヴィッド・グレーバー (酒井隆史 = 芳賀達彦 = 森田和樹訳) 『ブルシット・ジョブ——クソどうでもいい仕事の理論』(岩波書店、2020 年)。

はいえ、その雇用条件の一環として、本人は、そうでないと取り繕わなければならないように感じている<sup>6)</sup>。

ここで注目すべきは、「無意味」「不必要」「有害」「取繕い」という要素でブルシット・ジョブが定式化されていることである。単に無益で有害というだけでなく、内心バカバカしいと思っても、その仕事には存在する確かな理由があるかのように振る舞うある種の欺瞞性が伴っているのが、ブルシット・ジョブなのである<sup>7)</sup>。そもそも、「ブルシット (bullshit)」の「ブル (bull)」という言葉自体が、フランス語で「詐欺」や「欺瞞」を意味する「bole」という言葉に由来するようであり<sup>8)</sup>、グレーバーはそのような語源をも踏まえて、「みせかけ」や「取繕い」というニュアンスを込めることができる「ブルシット・ジョブ」という言葉を用いているわけである。

「鍵を捜す男」の行為に、あたかも意味のある行為であるかのような「みせかけ」や「取繕い」という要素が伴えば、「ブルシット・ジョブ」と呼ぶことができることになる。

#### IV 規制の虜

「規制の虜 (regulatory capture)」というのは、規制される産業が規制当局の方針をコントロールしている状況を指して使われる言葉である<sup>9)</sup>。ちなみに、ノーベル経済学賞を受賞したジョージ・スティグラーは、一般に、規制というものは、産業界が努力によって少しずつ手中に収めたものであり、主としてその利益のためにデザインされ、運用されるものなのである、と述べている<sup>10)</sup>。

規制する側に影響力を及ぼす方法は、賄賂から脅しに至るまで、違法なやり方があまたある。それは認めつつ<sup>11)</sup>、経済学者のルイージ・ジンガレス (シカゴ

---

6) グレーバー・前掲注5) 27頁～28頁から引用。

7) グレーバー・前掲注5) 25頁参照。

8) グレーバー・前掲注5) 368頁参照。

9) Michael E. Levine, Regulatory Capture, in 3 THE NEW PALGRAVE DICTIONARY OF ECONOMICS AND THE LAW 267 (Peter Newman ed., 1998).

大学教授)は、こう述べている。

「規制の虜」が違法行為によってのみもたらされるものであれば、むしろそれは制御しやすいのであるが、「規制の虜」がこれほどまでに浸透している理由は、それが標準的に働く経済的インセンティブによってもたらされるものであるからである。そうしたインセンティブは、腐敗していない誠実な規制者でさえも、規制される側の利益に添う行動に傾けてしまう。こうしたインセンティブは、規制する側の立場に組み込まれてしまっているのである。規制する側は、その職務を適切に遂行するために必要とする情報の多くを、規制される側に依存している状況にある。そして、規制する側の主たるターゲットは規制される側の業界であり、納税者や一般市民は、規制をモニターしようなどというインセンティブを持つことはなく、無知のままであることが通常である。それゆえ、規制する側は、公衆を念頭に置くのではなく、規制される側のことを念頭に置いて職務を遂行するようになり、なお一層、規制される側の利益に添うような行動をとるようになるのである。さらに、キャリアに関連するインセンティブも大きな役割を演じることになる。規制に携わる者の人的資本 (human capital) は、高度に業界特長的な (industry-specific) ものであり、彼らが手にできるベストの職の多くは、彼らが規制する業界の中に存在しているのである。将来のキャリア・オプションを保全したいと望むあまり、規制に携わる者は、規制される側の利益に資することがないような行動をとることが難しくなってしまうわけである<sup>12)</sup>。

ジンガレスが述べるとおり、規制する側の人間には、「情報の制約」がある。さらに、特定の産業に関わりながら職務を行う中で、その産業に特有の人的資本

---

10) George J. Stigler, *The Economic Theory of Regulation*, 2 Bell J. Econ. & Mgmt. Sci. 3, 3 (1971). 「規制の虜」を踏まえて、シカゴ学派は、このように言う。政府による規制は、狐に鶏小屋の警備を頼むようなものだ、と。Angus Deaton, *Economics in America: An Immigrant Economist Explores the Land of Inequality*, 92 (Princeton University Press, 2023). このようなシカゴ学派的な見方について、デイトン (前掲書の著者で、ノーベル経済学賞受賞者) は、次のように述べている。自分のように、ケインズの影響のもとにイギリスのケンブリッジで育った人間にとって、こうした考え方は馴染みのあるものではなかったが、明らかに重要なもの見方である、と (同書 92 頁)。

11) Luigi Zingales, *Preventing Economists' Capture*, in Daniel Carpenter and David A. Moss, eds, *Preventing Regulatory Capture: Special Interest Influence and How to Limit It* 124, 127 (Cambridge University Press, 2014).

が形成されていくという「環境的な制約」があり、「キャリアに関わる制約」もある。このような情報・環境・キャリアというチャネルを通じて、規制する側は、規制される側の影響を大きく受けることになる。つまり、規制される側が、規制する側の見解に影響を及ぼすことは可能なのである。

また、ジンガレスは、通常、納税者や一般市民が無知のままであることを指摘していたが、これは、彼らの合理的な行動選択の結果として無知な状態のままとなっている (rational ignorance) ののである。要するに、納税者や一般市民という個人は、規制の変更によって受ける影響が小さいため、規制がどのようになるかということに関する情報を収集したり分析したりすることに手間暇をかけたりお金を使ったりすることは割に合わない結果となるから、そういう行動をとらないわけである。このように、広範囲に散らばって存在している利害関係者（規制の影響を受ける者）は、規制をモニターすることなどないし、規制する側に意見をフィードバックすることもない。これに対して、規制の影響を大きく受ける業界の方は、規制をモニターし、規制する側に意見をフィードバックするから、ますます規制は産業界の利益に傾くことになる<sup>13)</sup>。

加えて述べておくと、規模が小さい利害関係者の団体は、仮にロビー活動を行ったとしても、活動のためのコストは全部かぶる一方で、活動から得られるベネフィットは、その一部分（＝団体の規模に応じた小さな割合部分）となる。規模が小さい者どうして協調的な行動をとってロビー活動を実施するにしても、協調的な行動をとることにコストがかかる。規模が大きい利害関係者の団体は、ロビー活動から得られるベネフィットの取り分は大きくなるし、協調的な行動をとるためのコストも少なくてすむ。これも規制が産業界の利益に傾く事情の一つとなる<sup>14)</sup>。要するに、規制をする側に影響力を与えうる機会は、全ての利益団体

---

12) Zingales, *supra* note 11, at 124. なお、「将来のキャリア・オプションの保全」との関連では、規制当局と産業界の間でグルグル回っている「回転ドア」を想起されたい。「回転ドア」については、たとえば、拙稿「薬剤利権の虜 (Pharmaceutical Capture) — 医産複合体に絡め取られる制度 —」一橋法学 22 巻 2 号 (2023 年) 917 頁以下、923 頁～924 頁を参照されたい。

13) Zingales, *supra* note 11, at 127-128.

14) Zingales, *supra* note 11, at 130.

(利害関係者)に等しくあるわけではないということである。

ジンガレスが述べるところから分かれるとおり、「規制の虜」に光を当てる経済分析は、①規制する側の見解に影響を与えることは可能であり、②そのような影響力を与えうる機会は、全ての利益団体に等しくあるわけではない、という2つの前提に立つものなのである<sup>15)</sup>。

そして、問題とされるべきは、規制する側に影響を及ぼすゲームのフィールドは水平ではなく、ある利益団体は、その規模と集中度により、他よりもずっと力が強くなる、という点なのである<sup>16)</sup>。

ジンガレスは、経済的インセティブにフォーカスしているため、産業界が自分たちに有利な制度的環境を作り出す手法について多くを語ってはいないが、その手法は多岐にわたる。たとえば、制度を絡め取る点において、その凄まじさで知られる製薬業界に目を向けると、ロビー活動・回転ドア・フロント団体の利用・情報ロンダリング・ゴーストライティング・世論操作など、ありとあらゆる手段をフル稼働させて、業界利益を確保すべく制度的環境を整え、利権構造をシステム化しているようである。製薬業界の利権の問題があまりに根深いことから、「薬剤利権の虜 (pharmaceutical capture)」という言葉も見られるようになっていくほどである<sup>17)</sup>。

なお、ロビー活動に関連して、ジンガレスは次のように言う。政策問題を扱う学術研究が、ロビー活動によって課されることになる政治的な制約を取り込んでいないようであれば、それは満足できる研究とは言えない、と。つまり、既得権を持つ者たちの力を十分に考慮していないようなモデルは、受け入れられるものではない、というわけである。ちなみに、ジンガレスは、ブルッキングズ研究所におけるミーティングにおいて、ロビー活動によって課されることになる政治的な制約を取り込むことなく、公衆の利益の観点から重要な政策問題を論じるよう

15) Zingales, *supra* note 11, at 126.

16) Zingales, *supra* note 11, at 146. 規模と集中度に関連して付言しておく、ジンガレスは、強力な競争法のエンフォースメントがもたらす間接的な便益として、①規制する側に影響を及ぼすゲームのフィールドを水平にすることと、②ロビー活動をより競争的なものとするに繋がることをあげている(同頁)。

17) 詳しくは、拙稿・前掲注12)を参照されたい。

なことは大きな誤りであるとして、彼自身の政治的ナイーブさを批判された経験があることを語っている<sup>18)</sup>。

## V 肝に銘ずべきこと

IVで確認したジンガレスの経験に基づくコメントは、われわれに、次のことを肝に銘じておくべきことを教えてくれる。それは、政治経済学的な制約——「規制の虜」は正にこれである——という視座を採り入れることなしに政策論（制度のあるべき姿）を語って見たところで意味はなく、あまりにナイーブな議論であるとのそしりを免れないことになる、ということである。

なぜ意味がなく、ナイーブなのか。端的に言えば、ベクトルの向きを変えることにつながらないから無意味なのであり、無意味なことに気がつくことなく無邪気に正論を振りかざしている——公衆の利益の観点からは、こういう制度が望ましいなどと、制度のあるべき姿を論じ、解決策を提示したつもりになっている——からナイーブなのである。つまり、制度が特定の産業の利益に資するように絡め取られている（＝規制の虜）という状況は、喩えて言えば、制度が公衆の利益の観点からは最適な方向に向かないようにベクトルの向きが構造的に歪められている状況である。そうであるとすれば、ベクトルの向きを変えないことには問題の解決にはつながらない。問題を根本的に解決するためには、ベクトルの向きを歪めている構造自体を議論の俎上にのせる必要があるのである。

以上のことから分かるように、「規制の虜」を意識下におくことなく「制度のあるべき姿」を語る者は、幾ら語って見たところで、「鍵を捜す男」と同じように、真の問題の解決に繋がることのない無意味な行為を繰り返す——そのことは、本人が気づかぬままに、当人の目の前にある危険な体制を維持し、それを後押しすることに繋がる——ことになるのである。他方、「規制の虜」を意識下におい

---

18) Zingales, *supra* note 11, at 141. 参考までに付言しておく、経済学者も規制者と同様のインセンティブ問題を抱えているので、「虜」にされやすいはずである、というのがジンガレスの見立てであり、彼は、同論文において、実証データを示しつつ、経済学者が産業界の利益によって絡め取られている状況 (economists' capture) は存在しており、それは広く浸透している、という仮説は支持されると述べている。

てはいても、敢えてそれに目を向けることなく「制度のあるべき姿」を語る者は、制度の正しい姿が失われていく流れ（是正されるべきベクトルの向き）に気がついているのに、歪められた構造の中でもっともらしく聞こえる議論（＝社会的に受け入れられるナラティブ<sup>19)</sup>に添う議論）を展開すること——これは、設定されたナラティブの範囲内で、社会的意義が認められる議論をしている「体裁（見た目）」を「取繕う」ことを意味する——により、真の問題の解決に繋がることのない無意味な行為を繰り返すばかりでなく、今自分の目の前にある危険な体制の維持・後押しに、半ば自覚的に加担することになるのである。こうした行為は、正に、「ブルシット・ジョブ」であると言える。

## VI 危険な体制を維持・後押しすることの恐ろしさ

これまで述べてきたことは、話が比喩的であったり、抽象的であったりしたため、「今自分の目の前にある危険な体制を維持・後押しすることの恐ろしさ」を、読者に対して十分に伝えることができなかつたのではないかと思う。そこで、筆を擱く前に、福島第一原発事故に関わる話を読者と共有しておきたい。福島第一原発事故を取り上げる理由は、この事故が、「規制の虜」に陥った「人災」であるとされている点で、本稿の問題関心に添うところがあるからである。

福島第一原発事故の根源的原因を分析した国会事故調<sup>20)</sup>の報告書<sup>21)</sup>は、以下のように記している。

本来原子力安全規制の対象となるべきであった東電は、市場原理が働かない中で、情報の優位性を武器に電事連等を通じて歴代の規制当局に規制の先送りあるいは基準の軟化等に向け強く圧力をかけてきた。この圧力の源泉は、

19) 産業界は、「支配的なナラティブ (dominant narrative)」の設定にも腐心する。これについては、拙稿・前掲注 12) 929 頁～931 頁を参照されたい。

20) 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法を根拠とし、国会の承認を経て組織された東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の略称。

21) 国会事故調の報告書は <http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3856371/naic.go.jp/> から入手できる。

電気事業の監督官庁でもある原子力政策推進の経産省との密接な関係であり、経産省の一部である保安院との関係はその大きな枠組みの中で位置付けられていた。規制当局は、事業者への情報の偏在、自身の組織優先の姿勢等から、事業者の主張する「既設炉の稼働の維持」「訴訟対応で求められる無謬性」を後押しすることになった。このように歴代の規制当局と東電との関係においては、規制する立場とされる立場の「逆転関係」が起き、規制当局は電気事業者の「虜（とりこ）」となっていた。その結果、原子力安全についての監視・監督機能が崩壊していたと見ることができる<sup>22)</sup>。

これに現われているように、2012年7月に国会に提出された報告書においては、東京電力が原子力安全・保安院を骨抜きにしていく過程が示され、福島第一原発事故は地震と津波による自然災害ではなく、「規制の虜」に陥った「人災」であると明確に結論づけられるに至っているのである<sup>23)</sup>。

ちなみに、ある原子力エンジニアが、以下のように証言している。

「私、東京電力で32年間、原子力エンジニアの端くれとしてやって参りましたけれども、これだけは申し上げます。安全審査といわれているものは、すべて電力会社の自作自演です。ヒト・モノ・カネ、全部、東京電力、電力会社が出しています。たとえば、安全審査書と呼ばれている文書、これも私たちが作りました。そして、経産省、今の経産省ですね。通産省の名前で文書を印刷して納品して、通産省に届けました。まあ、考えてみれば、規制側は何もしてこなかったということです。大顰蹙を覚悟で言えば、自ら文書を改ざんしている、自分から改ざんしている財務省はまだマシってことです。全

---

22) 国会事故調報告書(要約版) [<http://warp.dandl.go.jp/info/ndlj/pid/3856371/naic.go.jp/blog/reports/summary/>] から引用。ただし、注を省略した。

23) 黒川清『規制の虜——グループシンクが日本を滅ぼす』(講談社、2016年) 2頁・146頁参照。黒川清は、国会事故調の委員長を務めた人物である。

なお、拙稿「歌舞伎としての原発政策」一橋法学21巻2号(2022年)177頁以下に掲載した古賀茂明(元経済産業省官僚)と佐高信(評論家)のコメントは、経済産業省が電力会社の「虜」になっていることをうかがわせるものである(こちらを参照されたい(同論文193頁~195頁))。

部私たちがやりました。』<sup>24)</sup><sup>25)</sup>

上のコメントを裏打ちするかのようには、ジャーナリストの藤吉雅春は、こう記している（以下の引用文におけるカギ括弧内の言葉は、東電関係者の言葉）。

まず安全審査の第一段階で、東京電力が資料を作成して、当時の通産省に提示する。「といっても、役所の人間が見てもすべてわかるわけではありません。『顧問会』と呼ばれる大学教授などの専門家に見せます。専門家の意見を採り入れたものを、東電が『安全審査書』として作成して、印刷します。でも、クレジットは『通産省』（笑）。あたかも通産省がつくったかのようにして、世間に公表するんです」<sup>26)</sup>

次に、第二チェックとして原子力安全委員会による二次審査があるのだが

- 
- 24) このコメント——「経産省」と「通産省」を言い間違えていると思われる箇所もあるが、内容の理解に支障はない——は、2019年7月13日に、はすいけ透候補（れいわ新選組・比例代表）が、渋谷ハチ公前で行った演説からの引用である。拙稿「歪められる制度：原発問題は日本の縮図——制度は常に力ある者に味方する」法律時報92巻7号（2020年）62頁以下、62頁を参照。
- 25) 内部者の証言は、他の業界においても漏れ出てくることもある。たとえば、グレーバー・前掲注5）223頁には、以下のようにある。

ある反抗心を抱いた銀行役員がいる。かれは、最大手の銀行が政府に圧力をかけ、みずから都合のよい規制を導入させ、それから、規制は押しつけられたにすぎないようなふりをして調子を合わせることを関係者全員に求める、そのような策謀について詳細に語ってくれた。かれいわく、それ〔その真実〕を漏らすことは、1950年代にゲイがカミングアウトするのとはほとんど同じぐらいヤバイことである。

グレーバーは、銀行「規制の実際の出所を調べてみるならば、おそらく、そのほとんどが当の銀行によって作成されていたことが判明するのである」（同書36頁～37頁から引用）とし、「銀行自身のロビイストたちが、政府による銀行規制のための法を起草している」（同書234頁から引用）と述べている。

このような実態があるからこそ、政治経済学的な制約に目を向ける必要があるわけである。参考までに述べておくと、グレーバーは、「アメリカのクリントンやイギリスのブレア以来、金融の原理を最も受容し、金融部門から最大の寄付を受け、そしてこうしたことをすべて可能にするために金融ロビイストたちと密接に協力し合い方を『改正』してきたのは、あきらかに左翼政党である」（同書344頁から引用）としている。

- 26) 藤吉雅春『「原子力土木委員会」背徳の津波想定』古賀茂明ほか『日本を脅かす！ 原発の深い闇』（宝島社、2012年）217頁以下、226頁～227頁から引用。

—。

「これは通産大臣から原子力安全委員会に諮問するものです。通産省側が安全委員会に対して、資料をもって説明するのですが、通産省の役人が原子力安全委員会の先生方の前で恥をかかないように、東電が役人のために資料をつくってあげて、事前にレクチャーもしておく。そうして、安全委員会の先生方の意見を聞き入れて、安全委員会による審査書ができます。この審査書も東電がつくっていました」<sup>27)</sup>

規制する側の人間は、「情報の制約」があるために、規制される側に絡め取られてしまう、というジンガレスの指摘を彷彿とさせるコメントであるが、藤吉は、さらに続けて、原発の定期検査は、「お上」のためのアリバイ作りとなり、形骸化した審査機関によって、もっともらしい安全神話が築かれていく構図になっていることを指摘している<sup>28)</sup>。

なお、安全神話に関連して、日本の原子力発電における「危機予防対策の不備」<sup>29)</sup>「危機管理措置の失敗」<sup>30)</sup>を指摘していた吉岡斉——九州大学教授で、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（政府事故調）委員でもあった（2018年逝去）——が、注目に値するコメントを残しているので、少し長くなるが、以下に引用しておこう。

こうした危機発生予防対策および危機管理措置における数々の機能障害の背景にあるのが、「原子力安全神話」に他ならない。この神話はもともと、立地地域住民の同意を獲得すると同時に、政府による立地審査をパスするために作り出された方便に過ぎなかった。しかし、ひとたび立地審査をパスすれば、電力会社はそれ以上の安全対策を余分のコストを費やして講ずる必要はない。こうして「原子力安全神話」が制度的に、原子力安全対策の上限を

---

27) 藤吉・前掲注26) 227頁から引用。

28) 藤吉・前掲注26) 228頁参照。

29) 吉岡斉「福島原発事故をなぜ防げなかったか」竹中平蔵＝船橋洋一編著『日本大災害の教訓』（東洋経済新報社、2011年）217頁以下、239頁～243頁参照。

30) 吉岡・前掲注29) 243頁～246頁参照。

定めるものとして機能するようになった。いわば、電力会社が自縄自縛状態に陥ったようなものである。もし立地審査をパスした原子炉施設について、追加の安全対策をほどこしたり、その必要性を力説したりすれば、その原子炉施設の安全性に不備があるというメッセージを社会に対して発信するため、それはタブーとなるのである。福島第一原発では負のイメージ形成を避けるという本末転倒の理由で、安全対策強化が見送られた可能性がある<sup>31)</sup>。

もちろん電力会社のみならずすべての原子力関係者にとって、「原子力安全神話」を否定するような情報を公表することはタブーとなる。こうしてすべての原子力関係者が「原子力安全神話」による自縄自縛状態に陥ったのである。それが今回の福島原発事故により露呈したと考えられる。そして、それが原子力災害時の指揮系統の機能障害と相まって、福島原発事故をここまで深刻にしてしまったのである<sup>32)33)</sup>。

このように、日本の経済社会に未曾有の被害と混乱をもたらした福島第一原発事故が、「規制の虜」に起因するものであったことを想起すれば、「今自分の目の前にある危険な体制を維持・後押しすることの恐ろしさ」を、幾ばくなりとも実感してもらえないのではないかと思う<sup>34)</sup>。

## Ⅶ おわりに

われわれは、得てして光が当る部分だけを見て制度を分析しがちになる。その方が分析もしやすい。しかし、それでは真の問題の解決には繋がらない。まずは、われわれ一人一人が、制度は利権によって絡め取られてしまうものであることを正面から認め、それを語ることに努めなければならない<sup>35)</sup>。「規制の虜」を防ぐための手立てはそれしかない<sup>36)</sup>。それを忘れば、いずれ科学と民主主義さえも「力ある者たち」によって奪われることになる。その兆候は、すでにあちこちに現われている<sup>37)</sup>。

31) 吉岡・前掲注29) 246頁～247頁から引用。

32) 吉岡・前掲注29) 247頁から引用。

33) 福島第一原発事故については、事故当時の代表取締役会長・社長、原子力事業を担当する取締役ら5名に対し、本件事故に関する任務懈怠責任を問う株主代表訴訟が提起され、2022年、東京地方裁判所が、被告取締役5名のうち4名に対し、13兆3210億円の賠償を命じている(原告・被告ともに控訴しているようである)。本件の評釈として、たとえば、山田泰弘「振り上げた『拳』の大きさ——東京地裁令和4年7月13日判決(東京電力ホールディングス株主代表訴訟)」法律時報94巻11号(2022年)4頁以下がある。

取締役の任務懈怠責任が認められるかどうかは、取締役が善管注意義務に違反したかどうかによる。そして、善管注意義務違反の判断基準を明確化するための解釈ルール(経営判断原則)においては(岩原伸作編『会社法コンメンタール9——機関(3)』[商事法務、2014年]240頁[森本滋]参照)、「行為当時の状況に照らして合理的な情報収集・調査・検討分析が行われたか、その状況と取締役に要求される能力水準に照らし著しく不合理な判断がされなかったか否かが基準とされる」(同書243頁[森本滋]から引用)ことになる。つまり、善管注意義務違反の有無は、同規模・同業種の平均的な取締役に前提として、問題とされる行為当時において、合理的に知り得た情報・知見・法的評価を基準に判断されることになるわけである。したがって、福島第一原発事故においては、「行為当時の原子力事業者の平均的な取締役」の姿が問題となる。

仮に、「行為当時の原子力事業者の平均的な取締役」の姿を探る過程で、『「原子力安全神話」が広く浸透していた社会的状況の中で、過酷事故のリスクが見えなくなっていたのは、東京電力の取締役に限られず、他の原子力事業者においても概ね同様であった」という事実に接した場合、通常、法律家は、東京電力の取締役の任務懈怠責任を否定する方向に判断の針を傾けるものと思われる。しかし、この法律家が、「規制の虜」に目を向け、「原子力安全神話」は原発推進のために生み出された方便に過ぎないことや、「安全審査書」も原子力事業者によって作られていたことなどを視野に収めれば、その評価は180度変わることになるであろう。このように、「規制の虜」に目を向けることは、解釈論においても重要な意義を持つことになるのである。

34) 原発問題においては、科学的思考さえ阻まれる。会計学者の金森絵里(立命館大学経営学部教授)は、「原発問題においては、科学的アプローチを阻むものとしての政治的・社会的要素に注目する必要があることはよく知られている」(金森絵里『原子力発電の会計学』[中央経済社、2022年]v頁～vi頁から引用)とし、以下のように述べている。

原発コストは相対的に安価だと言説は、科学的思考にもとづかない行動を、科学的思考にもとづいているかのようにみせるために用いられている。……「原発は安い」は行動を導く根拠ではない。しかし実際には、それは原発を選択する根拠であるかのように装われている。……原発コストの計算は意思決定に先立つものではなく、実際には、事後的に意思決定を正当化するものとなっている。すでになされた意思決定に対して、原発が安いという「合理的根拠」が捏造されているのである。安いから原発なのではなく、原発だから安いのである(同書vii頁～viii頁から引用。傍点は原文)。

つまり、金森の主張はこうである。原発会計の観点から言えば、原発業界の人々は、原発が安いからという合理的根拠にもとづいて原発を支持し稼働させているのではなく、業界内の社会的ネットワーク——つまり、俗に言う「原子力ムラ」のネットワーク——において合意され形成された意思決定であるから原発を支持するのである、ということである

(同書 vii 頁参照)。

科学を操り (manipulation of science)、大衆への世論操作を通じて政策誘導を行い (mass propaganda)、議論を抑圧し、反対意見を力で封殺することは、全体主義 (totalitarianism) への流れを生み出す手口としてよく知られているものであるが、これは正に、われわれがコロナ禍において経験したことである。Robert F. Kennedy Jr., The Real Anthony Fauci; Bill Gates, Big Pharma, and the Global War on Democracy and Public Health, xiv (Skyhorse, 2021)。ちなみに、脳科学者の茂木健一郎は、「今回のコロナでは、感染症予防学もおそろしく政治的な学問だということがわかりました」とし、「コロナウイルス自体が政治的だからね」と応じる養老孟司 (解剖学者・東京大学名誉教授)、評論家の東浩紀らと、医療そのものの政治経済的な側面について議論を交わしている。養老孟司 = 茂木健一郎 = 東浩紀『日本の歪み』(講談社、2023年) 221頁~224頁を参照 (茂木と養老のコメントは、221頁から引用)。

原発問題に限らず、医療問題も政治的な力のもとにあるわけである。金森の指摘を踏まえて、この現実と向き合うとき、われわれは、コロナ・パンデミック対策においても、業界利益のために、科学という装いのもと、「合理的根拠」が捏造されていなかったか、徹底的に検証してみる必要があるだろう。前掲注17) とそれに関連する本文に記載したことなども考え合わせると、その思いを一層強くする。

- 35) たえば、今なお進行中のコーポレートガバナンス改革についても、語られるべきであるのに語られていないことがあまたあるように思われるので、本注において、読者と幾ばくなりとも情報を共有しておきたいと思う。

神田秀樹 (東京大学名誉教授・学習院大学教授) は、日本の上場会社にとって、2015年は、コーポレートガバナンス改革の年となったとし、何といても、同年にコーポレートガバナンス・コードが施行されたことは衝撃であったと述べている (神田秀樹『会社法入門 第3版』[岩波書店、2023年] 246頁~247頁)。そして、コーポレートガバナンス・コードは、『日本再興戦略』改訂2014 (政府の成長戦略に関する閣議決定) に基づくものであり、金融庁と東京証券取引所を共同事務局とする有識者会議が同コードの原案を策定し、その後、東京証券取引所がこれを規範化して、2015年6月1日から適用されたこと、さらに、同コードは、2018年6月・2021年6月に改訂されて今日に至っていることを記している (神田・同書 255頁)。

ところで、名古屋経済大学名誉教授の坂本雅子は、「日本再興戦略」について、次のように評している。以下は、坂本雅子『空洞化と属国化——日本経済グローバル化の顛末』(朝日出版社、2017年) からの引用である。

「日本再興戦略」は、バラバラな施策の羅列に見えながらも、すべてが日本資本主義の構造そのものを転換させるための政策となっている。その目指す構造転換の一つは、日本の資本主義を、「ものづくり」に基礎を置く資本主義から決定的に決別させ、米国型の「機関投資家資本主義」とか「ファンド資本主義」あるいは「新しい金融化」などと呼ばれる構造へと転換させることである。それは機関投資家、すなわち大株主にのみ顔を向けた経営を企業に強いる体制であり、大多数の日本企業に長期的成長への途を閉ざし、外資の蚕食・跳梁にまかせる転換を強いる政策である (同書 374頁)。

もう一つは、「規制撤廃」・「民営化」のための諸施策で、公共性を重視すべき労働や医療・介護、エネルギー等々の分野までも、国内、国外の民間企業や投資家による

寡奪に委ねる資本主義への構造転換を強いるものである(同書374頁)。

この「日本再興戦略」の本質を知る上で最も重大なことは、「規制撤廃」・「民営化」の総仕上げも、「機関投資家資本主義」への転換も、すべてが米国政府から日本政府に突きつけられてきた要求に端を発したものだということである。米国は1990年代以降、毎年、日本経済と社会のシステムに対する膨大な項目からなる要求を突き付け続け、日本の経済・社会構造の転換を迫ってきた。安倍内閣の成長戦略のほとんどの項目は、この米国の要求に基づいている。20数年間で日本政府がまだ実現できなかった項目を、まるで宿題を大急ぎで果たすように、すべて総決算しようというのだ(同書375頁)。

第三節で扱う施策(仮屋注:『日本再興戦略』改訂2014)の10大重点政策のうち3項目、すなわち、①コーポレートガバナンスの強化、②公的・準公的資金の運用の在り方の見直し、③産業の新陳代謝とベンチャーの加速、成長資金の供給促進を指す〔同書447頁参照〕は、米国流の金融システムと機関投資家による企業支配のための政策を日本に強要するもので、日本企業への攻撃の要素も多分に内包し、日本企業のあるべき姿の転換を迫るものなのである(同書383頁)。

こうした米国の要求(仮屋注:「日本再興戦略」に反映された要求)は、そもそも何を目的として出発したのか。それは、米国企業にとって「強敵」であった日本企業、ひいては日本経済の強さの源泉を、あらゆる分野で叩き潰そうという断固とした決意のもとに強行された政策であった。それは、グローバル化時代の企業と経済の成長のための普遍的な政策などではなく、米国とその企業の利益を貫徹するとともに、闘いの土俵として米国基準を日本に強制するものであった。国際企業間競争を、米国国家が米国企業の後ろ盾として闘い切り拓くものであった(同書519頁)。

坂本の問題意識はこうである。「日本再興戦略」が掲げている主要な施策は、米国によって日本に突き付けつけられた対日要求を源流としており、日本の企業と政府が自主的に選択した政策ではない(同書387頁参照)。したがって、「日本再興戦略」に関わる施策の分析・検討を、米国の要求を抜きにして行ってみても意味はなく(同書391頁参照)、まずは、「日本の進路をゆがめ、日本経済を破壊するもう一つの大問題、米国と米国企業の圧力を明らかにする」(同書376頁から引用)必要がある、ということである。坂本が示唆するところを、本稿の言葉で言い直せば、日本の制度が、米国と米国企業によって絡め取られている(まさに capture といえる状態である)ことを見据えて分析・検討を行わなければ、そのような研究はプルシット・ジョブとなる、ということである。

上記の坂本のコメントとの関わりで、ジェフリー・サックス(世界的に有名な経済学者で、コロンビア大学教授)のコメントも紹介しておこう。サックスは、冷戦時代、アメリカは、ソ連を経済的に、そして、技術的に封じ込めるという戦略をとったが、皮肉なことに、同盟国である日本に対しても、その同じ戦略が用いられたことを指摘し、大要、以下のように述べている(サックスのコメントは、<https://www.youtube.com/watch?v=EB0IuaEhzDE> から視聴可能である)。

1980年代、家電製品・半導体などの最先端の分野で、日本の製造業が支配的な地位を占め、「ジャパン・アズ・ナンバーワン」ともはやされていた。そして、アメリカの政策担当者はこう考えた。われわれに従順に奉仕すべき立場にある日本が、今やわれわれの産業を脅かす存在となっているので、日本の経済を止めなければならない。こうして1980年代後半には、アメリカの旗印である自由主義的な秩序などというイデオロギーは

覆されたのである。しかし、こうしたことを表だって行くことはできないので、相互の合意による協定という形をとった。その結果、日本の製品は、非常に高い競争力を誇るものであったにもかかわらず、アメリカへの輸出を停止されることとなった。さらに、アメリカの政策によって生み出されたプラザ合意の結果、日本円は高騰するところとなった。それだけでなく、アメリカは、日本に対して、多くの輸出制限を課した。もちろん、日本が「自主的に」自動車や半導体をアメリカに輸出しないという体裁がとられた。なぜ日本は従順にアメリカのことを聞くのかというと、安全保障面において、日本はアメリカの傘下にあるからである。こうして、1980年代の終わりには、日本の成長は止まった。日本の成長が止まったのは、アメリカが日本の成長を止めたからである。それこそが絶対的な理由に他ならない。表向きには、日本は景気後退に直面したというレトリックが使われたが、その裏では、もちろんアメリカが工作をして、どうにもならない強さを持つ日本の製造業の成功にストップをかけ、日本は金融危機に陥り、日本のバブル経済は崩壊したのである。

すでに明らかであろう。サックスは、日本の「失われた30年」が、アメリカの工作——しかも、その工作は、「自由主義的な秩序」とか「自由貿易」などという、アメリカが表向きに掲げる価値とは相容れないもの——によって生み出されたものであることを語っているのである。

また、サックスは、1990年代に、日本の経済政策担当者（相当高いレベルの人物のようである）と話をした時のことも語っている。日本の輸出は完全に停滞し、競争力を失い、経済の成長もない状態なので、円を弱くする方向に持っていくことをやってはどうかというサックスに対し、彼はこう応えたという。「ジェフ、アメリカがそれを許してはくれないよ」と。

サックスはいう。日本が向き合っているのは地政学なのだ、と。上記の政策担当者の発言からも明らかなおと、*「日本はアメリカに押さえつけられている（under the U.S. thumb）ので、文句が言えない」、これは明白な事実であるのに、こうしたことは、歴史の教科書でも語られることはない、と。*

先の坂本は、別の論攷（坂本雅子「空洞化・属国化の克服と新たな資本主義の模索を（上・下）」*経済* 2020年7月号 120頁以下・*経済* 2020年8月号 132頁以下）において、以下のような言葉を記しているが、これは、サックスのコメントと符合するところが多い。

米国からの一方的な要求（「規制撤廃要望書」等）によって、90年代以降、日本経済の「属国化」が急速に進行したのだ。この米国の要求は、「新型投資協定」（仮屋注：TPPなどを指す）ときわめて共通した項目であったが、時にはそれをも超える日本経済への破壊的な要求まで含んでいた（同論文「上」129頁から引用）。

日本の場合、グローバル企業への「属国体制」というにとどまらず、日本経済全体の米国への「属国化」でもあった。……米国は日本を輸出・投資の市場として「開放」させるだけでなく、「製造大国」としての日本の競争力を叩き潰すことも意図した。執拗かつあらゆる分野への長年にわたる米国の「規制撤廃」、「自由化」要求によって、日本経済は徐々に変質させられた。それは米国経済と米国そのものへの「属国化」でもあった（同論文「上」130頁から引用）。

この属国化は、敗戦後の米国の占領に始まった軍事的な従属体制と不可分ではあるが別のもので、日本経済全体を米国経済の食べ物にする「新属国化」とでも呼ぶべきものである（同論文「上」130頁から引用）。

属国化の修正・離脱は日本の大多数の企業と国民が一体で掲げ追求すべき、またそれが可能な課題である（同論文「下」146頁から引用）。

国家はごく少数の巨大企業や外国企業の利益実現の道具であってはならない（同論文「下」146頁から引用）。

坂本やサックスは、現在進行中の制度改革の背景にある政治経済学的な構図を語っており、これは日本社会の根幹を支える法や制度のあり方を考えるうえで、決定的に重要な事柄であるように思う。しかし、なぜか日本では、この構図を正面から見据えて制度改革の是非が語られることはあまりない。坂本は言う。

いつの間にか、日本の社会には薄い紗の帳が、一枚、また一枚と降ろされ、社会の真の姿が次第に見えなくされていった。帳の中では許容された範囲の言説だけが声高に響き、嘘ではないが選択された情報が時の要請に応じて大音量で流されるようになっていった（坂本・前掲書776頁から引用）。

坂本やサックスの言葉に真剣に耳を傾け、昨今のコーポレートガバナンス論議を振り返ってみると、本質的な問題に対して、全く目が向けられていないことが分かる。そして、帳の中で、許容された言説——たとえば、コーポレート・ガバナンスを改革し、「攻めのガバナンス」によって「稼ぐ力を取り戻す」という言説——のみに着眼し、それについて語り、検討してみたところで、およそ意味はなく、「力ある者たち」が世の中に広げようとしている「公式のナラティブ」を思想的に推進する人物たち（thought leaders）に、加担するだけに終わる——ブルシット・ジョブになり果てる——ことに気がつくのである（ちなみに、「力ある者たち」は、マーケティング戦略に thought leaders を利用する。時には、振りまかれるナラティブが虚偽であることすらある。たとえば、Liza Vertinsky, Pharmaceutical (Re) Capture, 20 Yale J. Health Pol'y L. & Ethics 146, 194-195 (2021) を参照）。

なお、坂本やサックスのコメントとの関わりで、読者諸氏には、拙稿「国際政治と会社法制改革——平成5年商法改正を通して今を見る」法学セミナー734号（2016年）48頁以下も参照していただきたいと思う。また、坂本のコメントにあった「ファンド資本主義」という言葉との関連で付言しておく、フランスにおいて、日本はアクティビスト・ファンドの遊び場になっていると見られているようでもある（上村達男『会社法は誰のためにあるのか——人間復興の会社法理』〔岩波書店、2021年〕116頁注141・217頁参照）。

もっとも、遠藤誉（筑波大学名誉教授）の指摘——「戦後GHQによって占領され徹底した精神構造解体を行なわれてきた日本人は完全に『アメリカ脳』になってしまった。全世界でここまでの『アメリカ脳化』に成功した例はほかにない」（遠藤誉『習近平が狙う「米一極から多極化へ」』〔ビジネス社、2023年〕15頁から引用）——を踏まえると、坂本やサックスの言葉は、多くの日本人には届かないかも知れない。「アメリカ脳」の人の目には上記のような実態は見えにくいし、受け容れがたい現実でもあるからである。

最後に、現在進行中のコーポレート・ガバナンス改革が、「閣議決定」を起点としている——つまり、「官製コーポレート・ガバナンス改革」となっている——ことと、注34)で述べた「全体主義への流れ」との関連で付言しておく、哲学者の國分功一郎（東京大学大学院総合文化研究科教授）は、最近、「例外状態」に、日本国民が慣れきってしまっていることの分かりやすい例として、国民が「閣議決定」を当然視するようになっている

(付記)

脱稿後の2024年1月11日、一般社団法人ワクチン問題研究会（代表理事・福島雅典京都大学名誉教授）が、「設立後6カ月の成果報告」を行った。この成果報告は、後掲のアドレスから視聴できる。この報告を見ると、日本の科学と民主主義が、危機的状況にあることがひしひしと伝わってくるので、読者と共有しておきたい。本稿の注34の記述とあわせて参照されたい。

【令和6年1月11日】一般社団法人ワクチン問題研究会～設立後6カ月の成果報告～：

[https://www.nicovideo.jp/watch/sm43262153?ref=search\\_key\\_video&playlist=eyJ0eXBlljoic2VhcmNoIiwieY29udGV4dCI6eyJrZXI3b3JkIjoiXHUzMGMVbXHUzMGMGMxXHUzMGYzXHU1NTRmXHU5ODRjXHU3ODE0XHU3YTc2XHU0ZjFhIiwic29ydEtleSI6ImhvdCIsInNvcnRlcmRlcil6Im5vbmUiLCJwYWdlIjoxLCJwYWdlU2l6ZSI6MzJ9fQ&ss\\_pos=1&ss\\_id=6e18f112-eff3-4c50-9062-f021d0c670b2](https://www.nicovideo.jp/watch/sm43262153?ref=search_key_video&playlist=eyJ0eXBlljoic2VhcmNoIiwieY29udGV4dCI6eyJrZXI3b3JkIjoiXHUzMGMVbXHUzMGMGMxXHUzMGYzXHU1NTRmXHU5ODRjXHU3ODE0XHU3YTc2XHU0ZjFhIiwic29ydEtleSI6ImhvdCIsInNvcnRlcmRlcil6Im5vbmUiLCJwYWdlIjoxLCJwYWdlU2l6ZSI6MzJ9fQ&ss_pos=1&ss_id=6e18f112-eff3-4c50-9062-f021d0c670b2)

---

ことをあげ、これに警鐘を鳴らしている（國分功一郎『目的への抵抗』〔新潮社、2023年〕74頁～76頁参照）。「例外状態」というのは、「行政権力が立法権力を凌駕してしまう事態」（同書30頁から引用）を指すが、國分は、日本において、「行政権が立法権の手を逃れていく事態が着実に進行している」（同書75頁から引用）傾向を見て取り、ドイツにおいて全権委任法が成立するに至った歴史的経験を踏まえて、そうした傾向を持つ社会が行き着く先を見据えておかないと、取り返しのつかないことになりかねないことを危惧しているわけである（同書76頁～78頁参照）。以前、私は、「官製コーポレート・ガバナンス改革」を恐ろしく思いながら見ていると述べたことがあるが（拙稿「コーポレート・ガバナンス放談（下）——改革の政治経済学——」ビジネス法務2015年9月号110頁以下、111頁～112頁参照）、そこに込めた私の思いは、國分の思いと重なっている。

36) 私の研究分野である会社法学は、平成年間に、社会学的傾向を帯びるようになったと評されているが（松井・前掲注4）34頁参照）、今後、「規制の虜」についての研究が進展するならば、その傾向はますます強まるであろう。

37) いま科学と民主主義が岐路に立っていることは、賢明な読者諸氏が、以下に掲げる文献をご覧になれば、理解して下さるものと思う。拙稿・前掲注12）、拙稿「制度のリアリズム——規制は力ある者たちのためにある」法学セミナー823号（2023年）50頁以下、拙稿「サステナビリティの政治経済学（起）〈承〉〈転〉〈結〉——コーポレートガバナンス・コード2021年改訂を契機として——」法学セミナー809号（2022年）50頁以下、法学セミナー810号（2022年）38頁以下、法学セミナー811号（2022年）44頁以下、法学セミナー812号（2022年）49頁以下。

上記との関連で、脱稿後に接した後掲の論文も紹介しておきたい。この論文の著者たちは、2021年の早い時期から、超過死亡・心臓疾患に関する事象・脳卒中その他の「重篤な有害事象 (serious adverse events)」は、しばしばCOVID-19 mRNA ワクチンによるものではなく、COVID-19によるものとされてきたが、それは誤りであることを指摘している。そのうえで、彼らは、学術文献による十分な裏付けをもって報告されている「重篤な有害事象」や、とても受け入れることができない「効能に対する害悪の比率 (harm-to-reward ratio)」を踏まえ、各国政府に、以下のことを強く要請している。すなわち、因果関係・残存DNA — 仮屋注：主流メディアは取り上げないが、今回のコロナ禍で接種されたmRNA ワクチンについては、DNA 汚染問題 [DNA contamination] が研究者の間で議論されている。資質ナノ粒子にくるまれたDNA (このDNAは、プラスミド [plasmid] を利用して人工的にmRNAを作る際の生成が不十分で、取り除くことができなかったもの [=本来、決して残存してはいけないもの] であることに注意) は細胞内に入り、一定の確率で人間のゲノムに組み込まれる可能性がある (=ゲノムが改変され、世代を超えて影響を与えかねない未知の脅威がある) からである。このように、mRNA ワクチンは、工業製品としての品質が担保されておらず、人類にとって取り返しのつかない結果をもたらす可能性があるため、多くの研究者が強く警戒しているわけである — ・異常タンパク質産生に関連するすべての疑問が解明されるまで、修飾 mRNA 製品 (modified mRNA products [仮屋注：mRNA ワクチンもこれに該当するが、この「ワクチン」の実質は「遺伝子を導入する医薬品 (遺伝子製剤)』である。つまり、伝統的に「ワクチン」と呼ばれてきたものとは質的に異なる生成物を「ワクチン」と称しているわけである)) の世界的な一時停止 (moratorium) を、各国政府が支持し、それを実効性のある形で実施することである。この論文の著者たちには、「Primum non nocere (何よりも、害することなかれ)」の精神が宿っている。Mead M, Seneff S, Wolfinger R, et al. (January 24, 2024) COVID-19 mRNA Vaccines: Lessons Learned from the Registrational Trials and Global Vaccination Campaign. *Cureus* 16 (1): e52876. doi: 10.7759/cureus.52876

また、脱稿後、掛谷英紀『学者の正義』（扶桑社、2024年）に接した。掛谷英紀（筑波大学システム情報系准教授）の手による同書第1章「新型コロナを巡る学者のウソ」を読むと、「コロナウイルス自体が政治的だからね」という養老孟司のコメント（本稿注34参照）の意味が一層よく分かる。ちなみに、養老は、武漢（中国）の研究所には、米国立アレルギー感染症研究所所長であるファウチが資金提供していたという報道があったことに触れつつ、新型コロナウイルスは、「武漢の研究所から漏れた説」の蓋然性が高いとしているのであるが（養老＝茂木＝東・前掲注34）222頁参照）、掛谷によれば、「2023年末現在、海外では研究所起源がコンセンサスと言っていい状態にまでなりました。今でもそれを否定しているのは、利益相反のある人たちだけです。具体的には中国政府（中国共産党）、人工ウイルスを作る研究をしているウイルス学者とそれを支援する米保健当局、およびそれに近い面々です」（掛谷・前掲書2頁から引用）とされている。

さらに、「米政府の腐敗は深刻です」（同書55頁から引用）と言う掛谷は、最近、「医療産業複合体」「軍産複合体」だけでなく、「検閲産業複合体（ *censorship-industrial complex* ）」という言葉——ユーチューブなどのソーシャルメディア企業を指す言葉——も登場していることを指摘し（同書54頁～55頁参照）、「ユーチューブは新型コロナワクチンについて少しでも不利なことを言うと動画を削除することで有名です。しかし、そうした検閲はユーチューブに留まりません。さきほど『ツイッター・ファイルズ』に触れましたが、ツイッターでも似たようなことが行われていました」（同書55頁から引用）と述べている。「ツイッター・ファイルズ」とは、「イーロン・マスクがツイッター社買収後に多くのジャーナリストを雇ってツイッター社内のドキュメントを調べさせたもの」である（同書23頁から引用）。「ツイッターが米政府の機関からの検閲を受け入れていること、アメリカ民主党に有利な情報操作を行っていたことなどが暴露されている」（同書23頁～24頁から引用）ようである。

掛谷は述べている。「新型コロナウイルスのパンデミックで、世界中に広がったのが全体主義的な政策です」（同書168頁から引用）、「情報操作が横行する社会の行きつく先は全体主義です」（同書194頁から引用）と。

以上のようなことも、科学と民主主義が「力ある者たち」によって奪われていることを物語る事実である。

もっとも、こうした流れに強く反発する動きも生じている。たとえば、2024年の世界経済フォーラム（World Economic Forum：通称、ダボス〔Davos〕会議）におけるケビン・ロバーツ——アメリカの保守系シンクタンクであるヘリテージ財団（Heritage Foundation）の会長——の齒に衣着せぬ率直な発言が注目される。ロバーツは言う。「ダボスはリベラル・デモクラシーを護っているのだ、などと言う人がいれば、それはお笑いぐさだし、また、ダボスで『独裁（dictatorship）』という言葉が用いられるとすれば、それも等しくお笑いぐさだ」と。そして、いくつかの問題（移民問題・気候変動問題・ジェンダーイデオロギー問題）について、一般の人々（average people）に、「本当の現実はYであるにもかかわらず、現実にはXである」と語り、そういう平均的な暮らしをする人々が生活の中で実感している問題や思いを汲み取ろうとしない政治的エリートたち——ダボス会議に参加している人々——こそが問題の一端をなしていると痛烈に批判している。ロバーツは、政治的エリート・選挙で選ばれていないテクノクラートたちが、一般の人々を支配（grasp）している——つまり、民主主義が迂回されている（なおかつ、一般の人々に与えられる情報が歪められていることにも注意）——ことを問題視し、世界経済フォーラムが繰り出す提案には、ことごとく反対すべき——一般の人々が力を取り戻すべき——だと考えているわけである。ロバーツの発言は、Heritage President Kevin Roberts Goes Scorched Earth on Global Elites (<https://www.youtube.com/watch?v=qsPDDjzqp18>) で視聴できる。